

給油所の運営にあたって

『揮発油等の品質の確保等に関する法律』のポイント

POINT 1 規格に適合しない石油製品の販売禁止

POINT 2 揮発油販売業者の登録

POINT 3 揮発油の分析義務

POINT 4 品質管理者の選任

POINT 5 分析結果等の帳簿の備付

POINT 6 登録内容等に関する表示義務

POINT 7 SQ マークの表示



●環境、健康、安全の面から、下表の『強制規格』の項目に適合しない「揮発油」「軽油」「灯油」の販売は、法により禁止されています。

※SQ マークの表示をする場合は、下表の『標準規格』の項目に適合していることが必要です。

揮発油(ガソリン)規格一覧

		項目	基準
標準規格	強制規格	鉛	検出されないこと
		硫黄分	0.001 質量%(10ppm)以下
		MTBE	7 体積%以下
		※含酸素率	1.3 質量%以下
		ベンゼン	1 体積%以下
		灯油混入	4 体積%以下
		メタノール	検出されないこと
		※エタノール	3 体積%以下
		実在ガム	5mg/100ml 以下
		色	オレンジ色
	オクタン価	1号(ハイオク)…96 以上 2号(レギュラー)89 以上	
	密度(15℃)	0.783g/cm ³ 以下	
	蒸留性状	10%留出温度・70℃以下 50%留出温度・75℃以上 110℃以下 90%留出温度・180℃以下 終点…220℃以下 残油量…2 体積%以下	
	銅板腐食(50℃,3h)	1 以下	
蒸気圧(37.8℃)	44 ~ 78kPa(夏季用は上限 65kPa, 寒候用は上限 93kPa)		
酸化安定度	240min 以上		

※この規格と基準により、E3 対応ガソリン車の使用が可能となっているところです。

※E10 対応ガソリン車の燃料として用いるガソリンを販売又は消費しようとする場合における基準は、それぞれ以下のとおりとする。

含酸素率：3.7 質量%以下
エタノール：10 体積%以下

軽油規格一覧

		項目	基準 (脂肪酸メチルエステルを混合しないもの)	基準 (脂肪酸メチルエステルを5%まで混合するもの)(B5)
標準規格	強制規格	硫黄分	0.001 質量%(10ppm)以下	0.001 質量%(10ppm) 以下
		セタン指数	45 以上	45 以上
		蒸留性状(90%留出温度)	360℃以下	360℃以下
		トリグリセリド	0.01 質量%以下	0.01 質量%以下
		※脂肪酸メチルエステル	0.1 質量%以下	0.1 質量%を超え 5.0 質量%以下
		メタノール	—	0.01 質量%以下
		酸価	—	0.13mgKOH/g 以下
		ギ酸、酢酸、プロピオン酸	—	合計が 0.003 質量%以下
		酸化安定度(注)	—	65 分以上
		引火点	45℃以上	45℃以上
	流動点	-7.5℃以下(1~2月)5℃以下(3~12月)	-7.5℃以下(1~2月)5℃以下(3~12月)	
	目詰まり点	-5℃以下(1~2月のみ)	-5℃以下(1~2月のみ)	
	10%残油の残留炭素分	0.1 質量%以下	0.1 質量%以下	
	動粘度(30℃)	1.7mm ² /S 以上	1.7mm ² /S 以上	

※脂肪酸メチルエステル(FAME)は、植物油等の油脂をメチルエステル化などの化学処理によって軽油に近い物性にしたものでバイオディーゼル燃料(BDF)として利用されている。

(注)当分の間、酸価の増加の測定方法において測定した数値が0.12mgKOH/g 以下である軽油は、酸化安定度の基準を満たすものとみなす。

灯油規格一覧

		項目	基準
標準規格	強制規格	硫黄分	0.008 質量%(80ppm)以下
		引火点	40℃以上
	色	セーボルト色が+25 以上	
	蒸留性状(95%留出温度)	270℃以下	
	煙点	23mm 以上(寒候用は21mm 以上)	
銅板腐食(50℃,3h)	1 以下		

重油規格一覧

		項目	基準
強制規格	硫黄分	3.5 質量%以下	
	無機酸	検出されないこと	

2 揮発油販売業者の登録

(法第3条、8条関係)

- 揮発油（ガソリン）販売業を行おうとする場合は、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」により、事前に経済産業大臣（九州経済産業局長）の登録が必要です。
- また、登録された事項に変更が生じた場合は変更登録が必要になります。

※『揮発油等の品質の確保等に関する法律』は一般的に『品確法』と呼ばれています。

登録事項

- (1) 個人の場合………氏名、住所
法人の場合………社名、住所、代表者名、業務担当役員（ガソリン販売担当）の氏名
- (2) 給油所名及び所在地、給油設備の規模（ガソリンのタンク容量、計量器数）

3 揮発油の分析義務

(法第16条関係)

- 給油所は、揮発油の品質について各給油所毎に **10日毎に分析** をしなければなりません。
- ただし、揮発油の生産業者等から給油所に至る主たる流通経路を予め定め、揮発油の品質について、その全ての者が連帯保証を行った上、九州経済産業局長へ『生産（確認）揮発油品質維持計画認定申請書』を提出し、**認定**を受けたときは、**1年に1回の軽減分析** とすることができます。

注意

- (1) 認定された主たる流通経路と異なる仕入れを行った場合、認定は失効となり、その変更をしたことを届け出なければなりません。
ただし、「主たる流通経路」（メインの流通経路）があり、時々別のルートから購入しても「主たる流通経路」を構成する者が、品質に責任を持つ場合には、軽減認定は、認められています。
- (2) 失効すると、改めて認定を受けるか **10日毎に分析** を行わなければなりません。

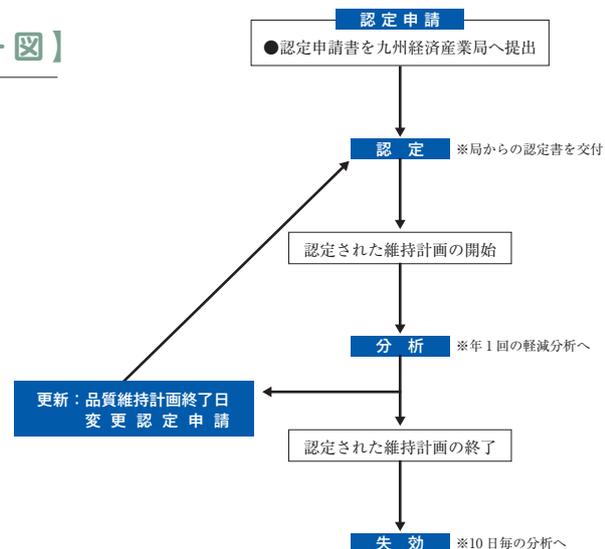
●分析方法

給油所で分析装置を使い自ら分析する方法と経済産業省が登録する分析機関に委託する方法があります。[登録分析機関については、裏表紙の関係機関一覧表を参照下さい。]

【認定申請及び更新手続きフロー図】

注意

- 申請に際しては、連帯保証者（元売、特約店等）とご相談下さい。
- 申請前1ヶ月間の10日毎の分析が3回終了した時点で『揮発油分析結果証明書』を添付し申請します。



4 品質管理者の選任

(法第14条、15条関係)

- 各給油所毎に有資格者（危険物取扱者免状取得者等）の中から品質管理者を選任し、届け出なければなりません。（複数給油所の兼務は認められません。）
- 人事異動等により品質管理者が交替したときにも、選任（解任）の届け出が必要になります。
- 品質管理者は、維持計画の作成及び実施、帳簿の記載、SQマークの表示についての監督等を行わなければなりません。

5 分析結果等の帳簿の備付

(法第19条関係)

- 揮発油販売業者は、揮発油の分析に関する事項として、給油所毎に帳簿を備え付け、2年間保存しなければなりません。
- この帳簿は、登録分析機関発行の『揮発油分析結果通知書』への追加記載により代用することができます。

分析結果通知書（記載例）

〇〇県〇市〇町〇-〇
株〇〇石油〇〇給油所

平成〇年〇月〇日

〇〇分析機関
所在地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2の規定に基づき、委託を受けた揮発油の分析結果を下記のとおりご通知します。

1. サンプル番号 00-000
2. 回収年月日 平成〇年〇月〇日
3. 受付年月日 平成〇年〇月〇日
4. 分析年月日 平成〇年〇月〇日
5. 分析員氏名 _____
6. 分析結果

項目	分析結果	揮発油規格	分析設備及び試験方法	判定
① 鉛	検出されない	検出されない	鉛分析装置 (JIS K2255)	適合
② 硫黄分	0.002質量%	0.005質量%	硫黄分析装置 (JIS K2541)	適合
③ MTBE	5体積%	7体積%以下	ガスクロマトグラフ (JIS K2536)	適合
④ 酸素分	0.0質量%	1.3質量%以下	〃	適合
⑤ ベンゼン	0.5質量%	1質量%以下	〃	適合
⑥ 灯油混入	1体積%	4体積%以下	〃	適合
⑦ メタノール	検出されない	検出されない	〃	適合
⑧ エタノール	0.0体積%	3体積%以下	〃	適合
⑨ 実在ガム	5 mg/100ml以下	5 mg/100ml以下	実在ガム試験装置 (JIS K2261)	適合
⑩ 色	オレンジ色	オレンジ系色		適合

※揮発油の種類 レギュラー・ハイオク

※揮発油の購入先 〇〇石油（株）

※購入した日 平成〇年〇月〇日

↳ 分析油種を囲む

↳ 回収直前の仕入先を記入して下さい

↳ 回収直前の仕入日を記入して下さい

この分析結果通知書は※欄を追記した後2年間保存しなければなりません。

6 登録内容等に関する表示義務

(法第17条関係)

- 給油所の見やすい箇所に登録番号等を表示しなければなりません。
- 生産（確認）揮発油等品質維持計画の認定を受けている場合は、その表示も必要です。

揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく揮発油の品質管理等に関する表示	
氏名又は名称	〇〇株式会社
登録年月日	平成〇年〇月〇日
登録番号	8-000000号
給油所の名称	〇〇給油所
品質管理者の氏名	石油一郎
使用する分析設備の種類又は登録分析機関の名称	一般社団法人 全国石油協会

40cm以上

60cm以上

揮発油品質維持計画 経済産業省認定店 計画終了日 平成〇年〇月〇日

10cm以上

注意

- 流通経路外の仕入れを行った場合、認定は失効となりますので、認定表示及び連帯損害賠償約款表示は撤去しなければなりません。

7 SQマークの表示

(法第17条の6関係)

- 元売り等が発行する品質保証書により標準規格に適合することを確認し「揮発油」「軽油」「灯油」を販売する場合には、計量器等にSQマークを表示することができます。
- 表示場所は各計量器に貼ります。ただし、全ての計量器（揮発油・軽油・灯油）に表示している場合は、セールスルーム等にも表示できます。

注意

- ① SQマークを表示している給油所が、標準規格に適合しない製品を販売したときは、SQマークを撤去しなければなりません。
- ② SQマークに関する帳簿を備え、2年間保存しなければなりません。
- ③ 品質保証書と品質維持計画認定書（写）を帳簿と一緒に保存して下さい。
- ④ 品質保証書の有効期間は10月30日までです。その後も表示を継続するときは改めて品質保証を受け、品質を確認して下さい。

帳簿の作成例

SQマークに関する帳簿			
		記載年月日：平成〇年〇月〇日	
		記載人氏名：〇〇 〇〇	
油種の区分	標準揮発油1号 (ハイオク)	標準揮発油2号 (レギュラー)	標準軽油 ・ 標準灯油
品質確認年月日	平成〇年〇月〇日		
品質確認の方法	標準規格分析生産業者等の品質保証書による確認		
品質確認の結果	標準規格に適合している。 (品質保証書、品質維持計画認定書(写)は別添のとおり)		
表示の期間 (開始年月日)	平成〇年〇月〇日		
表示の場所	計量器		
その他			

〈様式はHPから取得できます。〉



品質確保法に基づく申請・届出種類一覧

		添付書類																
		登録免許税の納付書領収証書(原本)[3万円]	誓約書	事業計画書(様式2)	分析受託証明書(全国石油協会発行)(原本)	品質管理者解任届出書(様式9)	危険物取扱者免状の写し	住居表示変更の証明書	消防法設置許可の写し	建築確認申請書の写し	商業登記簿謄本(原本)	事業譲渡証明書(様式3の2)	授業全部譲渡契約書の写し	戸籍簿謄本(原本)	住民票(原本)	相続同意証明書(様式4)	相続証明書(様式5)	
(A) 登録申請書 (様式1)		新設(新規のSS事業)	●	●	●	●	●	●		●	●	○			○			
		譲り受け(ク)	●	●	●	●	●	●			○				○			
(B) 変更登録申請書 (様式6)		新設(SSを追加)			●	●	●	●		●	●							
		譲り受け(ク)			●	●	●	●										
		譲り渡し(一部のSS)																
		廃棄(ク)																
		代表者及び役員の変更		○								○						
(C) 氏名等変更届出書 (様式7)		事業者名称の変更									○							
		個人氏名の変更													○			
		事業者住所の変更										○				○		
		事業者住居表示実施・変更								●								
		給油所名称の変更																
		給油所住居表示実施・変更								●								
		給油所規模の変更									●							
(D) 廃止届出書 (様式8)		廃棄(全てのSS)																
		譲り渡し(ク)																
(E) 承継届出書 (様式3)		法人の新設合併		○							○							
		法人の吸収合併		○							○							
		事業の全部譲渡の承継		●								○	●	●		○		
		相続権者2人以上		○				○	○							○		○
		相続権者1人のみ		○				○	○							○		○
(F) 品質管理者選任(解任)届出書(様式9)								●										

凡例
 ● 共通
 ○ 法人
 ○ 個人

(注) 1. 様式番号は、品質法施行規則の様式番号です。〈様式と添付書類一覧はHPから取得ができます。〉
 2. 必要な場合には、上記書類以外に別途資料の提出を求めています。

手続き例

(必要な添付書類については、前頁の『品質確保法に基づく申請・届出書類一覧』をご覧ください。)

(1) 業務担当役員（代表者等）が交替した場合

(施行規則様式6)

揮発油販売業変更登録申請書

平成 年 月 日

九州経済産業局長 殿

氏名又は法人名
法人の代表者名
住 所 印

揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条第1項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 登録年月日および登録番号 平成 年 月 日 8-00000号
2 変更の内容 代表者及び業務担当役員の変更

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
代表取締役 △△△△	代表取締役 ○○○○

- 3 変更の年月日 平成 年 月 日
4 変更の理由 代表者等の変更による

(2) 給油所の設備（タンク容量・計量器）を変更した場合

(施行規則様式7)

揮発油販売業者氏名等変更届出書

平成 年 月 日

九州経済産業局長 殿

氏名又は法人名
法人の代表者名
住 所 印

揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日および登録番号 平成 年 月 日 8-00000号
2 変更の内容 ○○給油所の設備変更

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
タンク容量： 20 KL 計量器数： 6基	タンク容量： 30 KL 計量器数： 10基

- 3 変更の年月日 平成 年 月 日
4 変更の理由 販売能力の拡大による

〈計量器数とは、同時に独立して給油が可能なノズルの数に応じてその個数。〉

(3) 品質管理者が交替した場合

(施行規則様式9)

品質管理者選任（解任）届出書

平成 年 月 日

九州経済産業局長 殿

氏名又は法人名
法人の代表者名
住 所 印

揮発油等の品質の確保等に関する法律第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日および登録番号 平成 年 月 日 8-00000号
2 給油所の名称および所在地 ○○給油所 ○○県○○市大字○○00番地00
3 品質管理者の氏名 (解任) △△△△ ⇨ (選任) ○○○○
4 選任（解任）の年月日 平成 年 月 日
5 解任の場合にあっては、その理由 人事異動による

〈1給油所の選任と解任は、1枚の届出で可能です。〉

立入 検査等

経済産業省（九州経済産業局）では、揮発油等について「品確法」に基づく立入検査を実施しております。また、一般社団法人全国石油協会では、経済産業省の委託を受け揮発油等の「試買分析」を実施しております。

ご協力をお願いします。

関係機関の一覧表

関係省庁	住所	電話
経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 ●石油流通課 ●石油精製備蓄課	〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1 (ホームページ) http://www.meti.go.jp	(石油流通課) TEL 03-3501-1320 FAX 03-3501-1837 (石油精製備蓄課) TEL 03-3501-1993 FAX 03-3580-8467

登録分析機関	住所	電話
一般社団法人全国石油協会 ●福岡試験センター	〒812-0053 福岡市東区箱崎4-14-11 (ホームページ) http://www.sekiyu.or.jp/	TEL 0120-092-136 TEL 092-632-4411 FAX 092-632-4400
一般社団法人日本海事検定協会 ●大阪理化学分析センター	〒559-0033 大阪市住之江区南港中6-2-47	TEL 06-6612-1777 FAX 06-6612-0857
一般財団法人新日本検定協会 ●SK阪神分析センター	〒559-0033 大阪市住之江区南港中6-2-57	TEL 06-6614-7627 FAX 06-6614-7648

※ このパンフレットは、給油所を運営する方々に是非知っておいていただきたい『揮発油等の品質の確保等に関する法律』のポイントについて、簡潔にまとめたものです。

不明な点については、下記までお問い合わせ下さい。

経済産業省

[発行 平成28年8月]

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 石油課

TEL 092-482-5476~5478

FAX 092-482-5397

ホームページ <http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/sekiju/index.html>

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎（本館7階）